

# 令和3年第16回教育委員会議事録

令和3年9月27日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年9月27日（月）午後4時00分～午後4時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃  
教育人事企画課長

中央図書館館長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 村 野 貴 弘  
生涯学習担当部長

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 済美教育センター長 佐 藤 正 明  
所

済美教育センター 佐 藤 永 樹 中央図書館次長 後 藤 行 雄  
統括指導主事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第61号 杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
- (4) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定に向けた取組について

## 目次

### 議案

- 議案第61号 杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）  
任用審査に係る事務の委託について・・・・・・・・・・ 4

### 報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 18  
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 18  
(3) 緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対  
策の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6  
(4) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定に向けた取  
組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第16回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案1件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第61号「杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について」を上程いたします。教育人事企画課長からご説明いたします。

**教育人事企画課長** 私から議案第61号「杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について」ご説明申し上げます。

それでは議案を1枚おめくりください。杉並区学校教育職員、いわゆる区費教員につきましては、平成19年度の採用開始から15年が経過し、教育管理職候補者選考及び副校長職選考に合格した者も出てきております。今後副校長の任用審査の対象となる者が出てまいります。この副校長任用審査について県費負担教員、いわゆる都費教員との水準の均衡を図るため、東京都に対して事務の委託を行うものでございます。

この事務の委託に当たりましては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行うこととなり、その方法は、それぞれの議会の議決を経て、双方の協議により規約を定め、その規約を告知するとともに、東京都知事は総務大臣に届け出ることとされております。

委託の内容でございますが、副校長任用審査に係る実施要綱の作成、審査事務、適否の判定など任用審査に係る業務一切となり、杉並区教育委員会は東京都教育委員会に対し、任用審査に必要となる対象者に関する情報の提供を行うこととなります。

事務の委託に係る経費は、杉並区が負担することとし、現時点での東

京都の試算によりますと、1人当たり1万5,000円程度となる見込みで  
ございます。

委託開始につきましては、令和4年度の任用審査からと考えておりま  
す。

本事務委託についての今後のスケジュールでございますが、第4回区  
議会定例会に議案提出の予定でございます。また、東京都におきまして  
も同じように第4回定例会において議案提出の予定となっております。

なお、本案件に先行し、平成27年度からは区費教員の主任教諭選考  
に係る事務を委託し、平成29年度からは4級職選考及び教育管理職選  
考に係る事務の委託を既に行っているところです。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご  
ざいましたら、お願いいたします。

**對馬委員** 区費教員の方が誕生して十数年たって、管理職になろうとい  
う方が出てきていることが非常にうれしく、頼もしく思っております。

最初の頃は管理職になれるのか、というようなことがあったと思うの  
ですけれども、これで管理職になる道はできたのかなと思います。今回  
は、副校長ということで、この先普通にいけば、都費教員の場合には、  
校長先生になられるという道があると思うのですけれども、その辺りは  
区費教員の方々は、今の見通しというのでしょうか、どんな感じなの  
でしょうか。

**教育人事企画課長** 校長職に関しては、現行の法律上、「公立義務教育諸  
学校の学級編制及び教職員定数の標準に係る法律」、それから「市町村  
立学校職員給与負担法」、こういったものの法律の適用によると、県費  
負担教育職員以外の者は、校長になることができない状況にあります。  
ですので、今後、校長職になれるように、こちらのほうでも対策は練っ  
ていきたいと思っておりますが、校長級として教育に係る杉並区の課長  
等、そういった様々な方法はあると思いますので、検討して研究してま  
いります。

**對馬委員** ありがとうございます。優秀な意欲のある先生方が、やりがい  
のある仕事を続けられるようにぜひよろしくお願いいたします。

**教育長** 校長については伺ったところですが、例えば副校長の任用

審査に合格した場合は、今いる副校長はいなくなって、合格した副校長を入れるのでしょうか、それとも2人体制のようになるのでしょうか。

**教育人事企画課長** 現在、東京都と話をしている中では、東京都から定数を省くということにはなりませんので、2人体制の副校長という形になると考えております。

**庶務課長** ほかにはご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第61号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項の3番、4番については事務局より説明いただき、報告事項1番、2番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何か意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

**教育長** 特にご意見ないようですので、報告事項3番、4番については事務局より説明を受け、報告事項1番、2番については配布資料をもって代えることといたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項3番「緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を済美教育センター統括指導主事よりご説明いたします。

**統括指導主事(佐藤)** 私からは「緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」報告いたします。

令和3年9月30日までの緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年9月10日付けで、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、各学校に通知いたしました。初めに1番「感染症予防策の徹底」については、「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」の遵守徹底とともに、特に三密が同時に重なる場を避けるよう、また1つの条件が発

生しないよう配慮し、適切な学習環境の保持に努めること。特に、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて、対角線上に空気の流れを作り、教室等の換気の徹底を図ることを通知いたしました。

次に2番「オンラインを活用した取組の推進」については、改めて児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した教育活動の推進を図るとともに、感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になった児童・生徒等に対してオンライン等を活用した個別の対応を行い、学びを継続するよう通知いたしました。

3番「感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への指導」について、再度新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめが生じないよう、生活指導上の配慮や未然防止の指導を行うことを通知いたしましたところ。

4番「教育活動の留意点」につきましては、特に変更・追加はありませんが、グループ活動については、身体的距離が確保できる人数とし、回数厳選や時間の短縮に努めるよう通知したところ。

最後に、7番「教職員等の健康管理の徹底」については、不織布マスクの着用を徹底すること。勤務時間外においても感染防止対策の徹底を図り、健康管理に努めることを通知したところ。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** この間の様々な対応に関しまして、本当に心より感謝を申し上げます。

おととい、小学校の運動会を参観してまいりました。このような緊急事態宣言延長下の中での運動会ということで、いろいろな感染対策を含めて万全な体制を取りつつ、その中でできる限りのことをやるという、その学校の姿勢に本当に感銘いたしました。実際に、オンラインで校舎内というか、各教室で開会式を行い、そしてその後は、学年ごとに校庭に出て通常の3種目、短距離走と、団体競技と、表現、この3つをやりきるといふ子どもたちの姿、これにまた感動しました。本当に静かなのですね。保護者参観なし、一般参観なし、地域の参観なしですから静かなのですが、でも、子どもたちはその3種目に物すごく一生懸命取り組んでいたというのが、強く印象に残っています。やはりこういった厳し

い状況下の中で、その中でできることは何か、精いっぱいできることをやり抜くということがいかに大切なのかというのを、子どもたちの表情を見ても、改めて私も感じた次第です。子どもたちの頑張り、そして学校現場の先生方の努力、頑張り、改めてたたえたいなと思いました。

この間の学校でのいろいろな対応、これからも続くと思うのですが、修学旅行とか、あるいは移動教室とかいろいろな行事、この秋控えているところが多いと思いますので、その辺について現在の状況を教えていただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

**統括指導主事（佐藤）** ありがとうございます。緊急事態宣言は今月で明けることが予想されますが、10月に入っても感染症対策については各学校でガイドラインに従って行っていく予定です。その中でも特に学校行事を止めないということですね。緊急事態宣言中は公共交通機関を使わないとか、宿泊行事は延期するとありますが、様々な学校行事につきましても、やはり制限があります。その制限の中で、子どもたちにとっての教育的意義を考え、しっかりと教育活動を続けていくことが大切だと考えているところです。修学旅行を例に出させていただきましたけれども、9月は11校が延期ということになりました。学校行事の都合で、10月以降に延期しているところですが、どうやったらこの修学旅行も活動的な意義を考えてできるか、行く方面を変えるということだけではなく、交通手段であったり、宿泊の日数であったり、改めて子どもたちに教育の意義を達成できるように学校とともに考えてまいります。

**学務課長** 移動教室についてお話をさせていただきます。子どもたちは非常に楽しみにしている声が届いております。解除になりますと弓ヶ浜学園、富士学園で再開となるわけですが、感染対策を徹底して実施する形で考えてございますが、宿泊施設につきましても1つの部屋に子どもを詰め込むような状況にならないように、一定の間隔を取りながらとか、運営事業者も消毒等含めて万全な体制で臨んで準備していただいておりますので、感染対策を徹底しつつ進めてまいりたいと存じます。

**折井委員** 先ほど、緊急事態宣言が解除される見通しであるということがありましたけれども、併せてまん延防止もなさそうだということで、そうなりますとこのガイドラインに従って部活だとか学校の行事等の兼ね合いというのでしょうか、ガイドラインというのは6月に出されたガイドラインに従うのか、それともまん延防止も緊急事態宣言も出ていな

いけれども、2年前、3年前の通常時に戻すというのではなく、何らかのガイドラインを区で設けるのか、もしくは都から通知されたものを適用するのか等々、ガイドラインという観点からの今後の見通しを教えてくださいませんか。

**統括指導主事（佐藤）** まずガイドラインにつきましては、委員おっしゃっていただきましたように、6月に改定をしたガイドラインに従って、今後も教育活動を続けていくということになります。これは緊急事態宣言中やまん延防止等重点措置の適用期間中はもちろん、それ以外のときも、このガイドラインはコロナ対策で、感染症対策という観点で書かれておりますので、こちらの徹底を引き続き続けていきたいと思っております。

また、東京都または国から新たな通知等ありましたら、このガイドラインの改定また見直し等も行っていく予定ですが、現在のところはこのガイドラインを今年度末まで徹底していく考えでございます。

**折井委員** 部活動についてはどうなのでしょう。多分、学校によってほぼいつもどおりにやって、マスクをしながら、感染防止対策を取りながら、行事だとか練習時間だとか頻度だとか、かなりいつもどおりにやっているところもあれば、緊急事態宣言が出ているから合唱はしないとか、クラブによって、部活によって、学校によって差はあるかと思うのですが、部活についてもこの6月のガイドラインに従う形になるのでしょうか。

**統括指導主事（佐藤）** 部活についても、6月のガイドラインに従う形となりますが、部活に関しましては、また、国や都からももう少し詳しいものが出ております。特に学校の中での感染状況に応じて時間を短くしたり、または曜日を絞って行っているところ。また、委員おっしゃっていただきましたように、部活によって差があるというところは大会なのです。これから秋の大会、新人戦という形で、大会がある部活に関しては、それに向けてやはり学校としては行いたい、大会に向けて頑張らせたいという思いがありますので、その差はあるところではございます。

**伊井委員** 今、皆さんがおっしゃったようにこの限られた状況の中で、子どもたちは、本当に一生懸命やっていて、私も運動会を土曜日に拝見に行ったのですが、各学年のそれぞれのクラスが体育館に入ってきて

て1クラス発表すると、また次のクラスが入ってくる形で行っていました。そういうわけで、体育館の中で、雨に左右されないというのは非常に良いですね。朝、天気によっていろいろ迷うではないですか。それが無いのがとてもやりやすかったと校長先生のお話がありました。

あと、子どもたちがいろいろな環境に対して、何か圧迫されているものを感じるのではなくて、自分たちがやれる中で精いっぱいやっているという姿には、本当に胸打たれるものがありました。それぞれの学年の先生のご指導かと言ったらそうではなくて、私が伺った学校は、1学期から子どもたちが自分たちで創ろうとして準備している学年もあるようなお話でした。そこに、話し合いながら各クラス、同じ音楽を使っているのですけれども、振り付けとかが違うということで、子どもたちの思いがすごく実現されているなどという、また新しい形の1つの運動の在り方というのでしょうか、体育の在り方というか、全部表現だったのですけれども、ダンスであったり、ちょっと組体操の要素が入ったものもありましたけど、海になぞらえてボールを使って表現していたりとか、とても興味深いものがあつたので、今後はこれをきっかけにいろいろな形の在り方が展開されるのではないかなという楽しみな点もありました。その限られている中で、頑張っている子どもたちがいろいろ実現できなかつたこととか、その結果どういう感じになるのかなと。本当にできるだけたくさんの方を経験させてあげたいので、それぞれの学校でいろいろとご判断があるところだとは思いますが、校長先生だったり先生方の思いが、融通が利くような形で進んでいくといいなと願うばかりです。

1点、濃厚接触者の判断というのは、学校ではなくて保健所がするのだと思うのですけれども。例えば生徒さんに出たときとか、先生方に感染の方が出た場合というのは、インフルエンザのときのように、それぞれの学校がクラスを学級閉鎖にするというのは、保健所のご指導でやっているのでしょうか。

**学務課長** 濃厚接触者の特定につきまして保健所が行います。それで人数によりましてけれども、感染された方、それから濃厚接触の方は一旦登校を控えていただくわけなのですけれども、学級閉鎖等につきましては、今後の感染状況の広がり等、保健所の助言、それから学校医とも相談しつつ校長とともに協議しながら決めていくような形となっております。

**伊井委員** いい形で、今後学校教育活動が続いていくといいなと願っております。

あとは、私が運動会を拝見したところは、三方ぐらいから録画して、その学年の保護者の方だけオンラインで見れるようにしていたのです。そうすると、途中でアクセスできなくなったみたいで、多分パンクしたのですかね。おそらく、1年生の保護者がアクセスして、その方々が退出して、次に2年生の保護者がアクセスするときに、何回か動画が動かなくなってしまうことがありまして、その辺りのことをご指導ができる、引っ張っていけるような先生がたまたまいらっしゃるようで、その先生がどんどん引っ張ってやっていたし、先生方のチームワークもそのことによって、より深まっているようで、とても微笑ましい風景だったのですけれども、ご苦勞がすごくあるようでした。その都度すごくいい形で対応されていたのですね。今後も、これが運動の日ということになっていて、運動会ですけれども、今後オンラインの授業の途中でいろいろなことが起こった場合に、子どもたちや、今回のようなオンラインで見学するような状況の中で、保護者の方々への急な対応とか、先生方がより困らないような形で、今後も見守ったり、ご指導いただいたり、環境を整えていただくことに、ご尽力いただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

**對馬委員** オンラインで在宅で授業を聞くという児童の姿を、この間ある学校で拝見いたしました。教室にいる子どもたちは自分のタブレット端末を使って、在宅の子は家でタブレット端末で授業に参加するという形だったのですけれども、先生はご自分のタブレット端末でICTを活用した授業を黒板に映してやってらっしゃる。その授業をもう1台別のタブレット端末を使って映してそれを配信するという形でやっていたのですが、伺いますとその学校は、今の段階ではまだそういう子は少ないということですが、子どもたちに配布されているタブレット端末と先生が使用しているタブレット端末のほかにもう1台必要になってくるので、これを全クラスでやることになると、今ある学校のタブレット端末では足りないので、それをよく言っておいてくださいとおっしゃっている先生もいらっしゃいました。やはり、これから実現していくにはいろいろな課題が出てくるのだなということを感じましたので、ぜひそういうところを受け止めて、みんなが授業に参加できるような方向を探って

いけたらいいなと感じました。

**庶務課長** ありがとうございます。先日、菅総理が来ていただいたときに對馬委員も一緒に行っていて、見ていただきましたけれども、現状に加えて1台タブレット端末を増やす必要があるのか、あるいは周辺機器を追加することで対応できるのか、そこについては今後、検討してよりよい方向にしていきたいと思っております。

**教育長** 今のオンラインについてのところなのですが、コロナがどうしても不安で、別に陽性でも濃厚接触でもないけど、休んでいる子どもたちが確か何人かいると思うのですね。ちょうど感染状況を見ると、9月の学校が始まった頃、あるいは8月の終わりの頃は、まだ東京も今から見ると非常にまだ多かったので、不安で休んでいた子がいると思うのです。9月の当初にどのぐらいいたのか。そして、今は感染状況が下がってきているので、多分減ってきていると思うのですよ。今、大体どのぐらいになってきているのか、もし把握していたら教えていただきたいのと、もう1つ、ある都内の自治体で配布されたタブレット端末でのいじめが報道されているかと思います。報道によるとタブレット端末の中でチャット機能を使って、匿名にして悪口を送ったとか、そんな報道がされているので事実は分かりませんが、杉並の環境というのはそういうのが許されている環境なのか、違うのか、その辺について教えてください。

**統括指導主事（佐藤）** 私からは、出席状況について、お話しさせていただきます。9月1日付けで、出席停止という扱いになるのですけれども、児童・生徒合わせて450名程度いました。また、先週末の9月24日付けの状況で、児童・生徒合わせて250名ということです。この人数は、毎日同じ子が計上されているということではないのですが、やはりコロナ感染が不安で、またはちょっと体調が悪くて念のために休んでいるということもございます。今後、10月からこの人数は減っていくと思いますが、休んでいる子どもたちには、教育の機会を確保する必要があると思いますので、そのお子さんたちに不利にならないように、オンラインを使って、またはホームルーム等を活用していく必要があると考えているところです。

**済美教育センター所長** 町田市の上じめに関する事件に関して、本区でのタブレット端末の活用について、改めて確認をいたしました。チャット

機能については、教員が主導で子どもたちとオンラインホームルームとか、オンライン学習をする場合があるのですね。そういうときに、チャット機能を活用して子どもたちが意見したり、質問したりという機能はあって、それは実際に使います。ただ、それは子どもたち同士だけでは使えない状況になっていて、必ず教員の監督の下に使用するということになっています。この機能があることによって、ふだん授業で発言できないお子さんが、逆にそこで発言できる場になっている。そんな声も頂いております。

もう1つ、パスワードの設定ということで問題になっておりましたが、ランダムの数値が教育委員会から学校に通知がされ、もし変更する場合は、管理者である校長が初期化をして変更するというので、しっかりとパスワードの管理は学校でされているという確認が取れましたので、ご安心いただければと思います。

**教育長** ありがとうございます。安心しました。一部報道によると、「123456789」と設定されていたという報道もありました。あれでは、パスワードとはいえません。パスワードは家の鍵と一緒に多分指導していると思うので、よかったですと思います。

チャットについてですが、この間、ある学校の授業を見に行ったときに、ロイロノートを使って子どもたちが自分たちの考えたことを発表していたのですね。それは、黒板の正面に、その子の考えを書いたのが出てきて、それを子どもが読んで発表をしていたのです。それは今までの授業で、例えば紙に書いて発表しているのと何ら変わりはないのです。でも、もし紙に書いて発表しているときに、子どもって友達の発表を見ていて、「えー」とかあるいは「どうしてどうして」とかつぶやくではないですか。あのつぶやきをそのロイロノートの中で、声に出すのではなくて打ち込めたら面白いねと話をしたのです。子どもって友達の考えを聞いたときに、素直に感動したりとか、素直に分からないと言ったりとかつぶやきが必ずあるのだけれども、今は声を出してはいけないと言われていて、なかなかできません。声でつぶやくことはできなくても、そのチャット機能を使って友達の画面が正面に出ているところに、どんどんチャットで入ってきたら面白いのではないかなど。担当に確認したら技術的には可能だというのですね。1人の子どもの考えに対する、いろいろな子どもたちの考えが出てきたときに、これがまさに協働的な

学びになるのではないかなど。私はチャット機能が悪いと思ってないし、今、済美教育センター所長がお話しいただいたように非常に有効な機能だと思っているので、何か問題があったり課題があったりするとやめていくというのではなくて、どうやったらそれを乗り越えていけるか。これは ICT だけではなくてコロナ対策も全く同じなのですけれども、できるだけ子どもたちの活動をよりよくしていくためにどう工夫していけばいいのかというのを、学校も教育委員会も一緒に考えていきたいと思いました。

以上、感想です。

**庶務課長** ありがとうございます。他にご意見等はよろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項 3 番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項 4 番「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定に向けた取組について」を中央図書館次長からご説明いたします。

**中央図書館次長** 「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定に向けた取組について」をご報告させていただきます。平成 13 年に施行されている「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、杉並区では平成 15 年に「杉並区子ども読書活動推進計画」を策定しております。現在の計画で第 6 次の計画になりますが、これが令和 3 年度をもちまして計画期間の満了ということになりますので、令和 4 年度からの計画を今後策定するというようにしてございます。

「改定の基本的な考え方」でございませけれども、法に基づきまして、0 歳からおおむね 18 歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示す計画とすることとしてございます。そのためにこれまでの取組の成果と課題をしっかりと検証するとともに、子どもや子育てを巡る環境が著しく変化する中であっても、全ての子どもが等しく読書活動を行い、もって豊かな人間性と社会性を育むことができるよう、子どもの読書活動のさらなる推進を図る計画としてまいります。

なお、新たに策定いたします総合計画・実行計画及び新たな教育ビジョンに基づきます教育ビジョン推進計画との整合性を図った計画としてまいります。

「計画期間」でございませが、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年

間とし、これは教育ビジョン推進計画の第1期期間と合致してございますけれども、必要に応じて計画の見直し等を行ってまいります。

「改定の進め方」でございますが、計画改定に係る検討は、教育委員会だけではなく、保健センター、それから区長部局の子ども家庭部の協力を得て担当の課長を招へいたしまして、こういった庁内関係課長及び小中学校長等で構成する改定検討委員会において行ってまいります。

計画案が一応の形になったところで、「杉並区立図書館協議会」及び「杉並区子ども読書活動推進懇談会」の意見を聴取するとともに、改定案に対する区民等の意見提出手続を実施してまいります。

「今後のスケジュール」でございますけれども、記載のとおり令和3年10月に改定検討委員会の設置をいたしまして、今年度末まで検討を進めさせていただきまして、3月から4月にかけて区民等の意見提出手続、5月に改定計画を教育委員会へ付議させていただきます。そして、6月に改定計画を文教委員会へ報告というようなスケジュールとしてございます。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

**對馬委員** 文言のことなのですけれども、1の「改定の基本的な考え方」の2つ目の項目の2行目「すべての子どもが等しく読書活動を行い」というところが、恐らく、これは誰1人取り残すことなくみんなが読書活動できるような機会を持つように、という意味だろうと思うのですけれども、この「すべての子どもが等しく読書活動を行い」というだけだと、同じ分量を読まなくてはいけないとか、同じように読まなくてはいけないと取られ兼ねない気がするのですが、その辺りはいかがでしょうか。

**中央図書館次長** 委員のご指摘のとおり、読み方が正しく読めない文章になっていまして、申し訳ございません。これは読書の機会を等しく得られるような計画としていくと。そういう計画の中でお子さん方の豊かな人間性ですとか社会性を育みたいと考えているということでございまして、ちょっと言葉足らずの文面でございました。申し訳ございません。

**對馬委員** 区民の皆さんに分かりやすい文言にさせていただけるといいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

**教育長** 平成15年から計画を策定しているという話がありましたけれど

も、ちょうど国の法律ができて、4月に子ども読書の日が設定され、杉並はこれまでもいろいろな施策を通して子どもたちに読書を推進してきたのですが、私のイメージはすごく杉並の子どもたちはよく本を読んで、そういうイメージがあるのですが、そのイメージに間違いはないでしょうか。

**中央図書館次長** 教育長おっしゃるとおり杉並の子どもたちにつきましては、計画を検証するに当たって、読書の割合等を取られているわけですが、元年度でいいますと、小学校3年生以上のお子さんにつきましては、1カ月平均10冊以上の本を読んでいるという形になってございます。また、中学校につきましても、1年生、2年生につきましては、大体6冊から7冊近く読んでいると。3年生になりますとちょっと落ちてくるというのは、受験の関係があるのかなと思われまます。また、学校図書館の利用率につきましても、年々利用率が上がっているという形になっておりますし、1カ月で全く本を読まないお子さん、これについても一気に落ちはしないのですけれども、徐々に落ちており、パーセンテージで見ると、減少傾向という形になってございます。

**教育長** ありがとうございます。自分の思っていた感覚が間違っていないということを今、数値で教えていただきました。学校に行くと、杉並は学校司書が全校にいるので、司書さんと連携していろいろな本を中心に図書室に用意したりとか、あるいは中学校では1つの本を通して全ての子どもたちが討論をしたりとか、様々な取組をしているというのが、きっと成果になってきているのだらうなと思います。ぜひこの間続けてきた成果を子どもたちの読書を豊かにするというか、人間性を豊かにするのに大きく寄与すると言われておりますので、ぜひ進めていただければなと思います。

**折井委員** 杉並の子どもたちは比較的本を読むというのは、そうかなと思います。うちの息子はどちらかというと本が好きなのですが、図書館に行こうと思わない子どもも、学校の授業で紹介されたり、もしくは図書室で本を借りてきていいよという促しがあったりすると、じゃあ読もうかという気持ちになる。本を返しにいくと、空手で帰るのももったいないから、次の本を借りようかなと。結局、常に借りていることになるのですね。そういういい循環ができて、それが多分10冊という結果になっているのかなと思うのです。やはり取っかかりは大人が作っ

てあげると、強制するという意味ではなくて、取っかかりというかきっかけづくりを大人がしてあげるとは本当にとっても大事なのだと思います。なので、地域の図書館の充実はもちろん大事なのですが、やはり学校図書室の充実もさらに進めていてもらいたいと思いました。

例えば、小学校6年生だと、息子がよく言ったのですけれども、小学校の図書室はつまらないと言い始めるのですよね。もうちょっといろいろなのを読みたいというときに、物足りなさを感じたりするので、やはり少し上、自分の読める範囲よりもちょっと上のものがあると、次のステップに行きやすいので、ぜひ学校内の図書室の充実は図っていただきたいなど。予算の問題がいろいろあるのはよく分かるのですけれども、チャンスがあるときには増やして行ってほしい。そして、どのような本を新たに購入するかということもよく検討していただいて、充実を図っていただきたいと思います。

**中央図書館次長** 子どもが読書に親しむということで、この読書の計画もそうなのですけれども、赤ちゃんの頃に本を読むということに親しみ始めて、三つ子の魂ではないですけれども。

現在、学校図書館につきましては、小中合わせまして学校司書の方が連絡会を作って、どのように本をお子さん方、児童・生徒に提供していくかということと、どういった本を入れたらいいかということで、杉並の場合、平均で1校当たり1万冊程度の蔵書という形になってございます。

また、そういった中で学校について、団体貸出しを中央図書館はしております、クラスごとに登録されて、そういうところにも貸し出しているということで、できる限り手広い形で児童・生徒に本を提供していきたいということで、これからも進めてまいりたいと考えてございます。

**教育長** 今、折井委員の話の中で、いろいろな本を読むということがありました。以前、各学校で図書費というのですかね、活用事業ということで、幾らかお金をつけていたことがあったのですけれども、あれはもう終わったのですか。

**済美教育センター所長** 現在も数校ですけれども、手厚く図書購入費等で、図書館活用実践事業を行っております。

**教育長** ということは、1年間に何校かずつ図書費として、いわゆる新規

購入ですよ。新規購入は買ったらずし入れ替えていかないといけない。杉並の学校は、子どもの数が多いから蔵書率で計算すると、図書室の広さもあるから、なかなか厳しい学校はあるのだけれども、社会科の資料などは古い資料が残っているようでも、やはり新しい資料に替えていく。そういうのにお金が活用されているということですね。分かりました。

**庶務課長** ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

報告事項1番、2番は資料配布をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項ありましたら、お願いします。

**庶務課長** 今後の教育委員会定例会の開催予定につきましては、10月13日水曜日は区議会開会中のため休会とさせていただきます、次回の教育委員会定例会は、10月27日水曜日午後2時から開催を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。